

日本放送協会放送受信料免除基準 新旧対照表

(____部分は、変更部分)

変更案	現行
日本放送協会受信料免除基準	日本放送協会 <u>放送</u> 受信料免除基準
日本放送協会受信規約における受信料免除の基準（以下「基準」という。）は、次のとおりとする。	日本放送協会 <u>放送</u> 受信規約における <u>放送</u> 受信料免除の基準（以下「基準」という。）は、次のとおりとする。
1 全 額 免 除 （社会福祉施設等） （1） 別表 1 に掲げる社会福祉施設等において、入所者または利用者の専用に供するため、その管理者が受信機を設置し、または日本放送協会（以下「NHK」という。）の配信の受信を開始して締結する受信契約	1 全 額 免 除 （社会福祉施設等） （1） 別表 1 に掲げる社会福祉施設等において、入所者または利用者の専用に供するため、その管理者が受信機を設置して締結する <u>放送</u> 受信契約
（学 校） （2） 別表 2 に掲げる学校において、児童、生徒または幼児の専用に供するため、その管理者が受信機を設置し、またはNHKの配信の受信を開始して締結する受信契約	（学 校） （2） 別表 2 に掲げる学校において、児童、生徒または幼児の専用に供するため、その管理者が受信機を設置して締結する <u>放送</u> 受信契約
（公的扶助受給者） （3） 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する扶助、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成 20 年法律第 82 号）に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護、または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に規定する支援給付を受けている者が受信機を設置し、またはNHKの配信の受信を開始して締結する <u>世帯についての</u> 受信契約	（公的扶助受給者） （3） 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する扶助、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成 20 年法律第 82 号）に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護、または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に規定する支援給付を受けている者が受信機を設置して締結する <u>放送</u> 受信契約
（市町村民税非課税の障害者） （4） 別表 3 に掲げる障害者を構成員とする世帯で、その構成員の全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の措置を受けている場合、当該世帯の構成員のいずれかの者がその住居に受信機を設置し、またはNHKの配信の受信を開始して締結する <u>世帯についての</u> 受信契約	（市町村民税非課税の障害者） （4） 別表 3 に掲げる障害者を構成員とする世帯で、その構成員の全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の措置を受けている場合、当該世帯の構成員のいずれかの者がその住居に受信機を設置して締結する <u>放送</u> 受信契約

変更案	現行
(社会福祉施設等入所者) (5) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する社会福祉事業を行なう施設または事業所の入所者が、その施設内の住居に受信機を設置し、またはNHKの配信の受信を開始して締結する<u>世帯についての受信契約</u>	(社会福祉施設等入所者) (5) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する社会福祉事業を行なう施設または事業所の入所者が、その施設内の住居に受信機を設置して締結する<u>放送受信契約</u>
(年間収入が一定額以下等の別住居の学生) (6) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、第 1 2 4 条に規定する専修学校もしくは第 1 3 4 条に規定する各種学校（修業年限が 1 年以上あるものに限る。）、または第 1 0 4 条第 7 項第 2 号に規定する学位の授与の対象となる課程を有する教育施設（当該課程を履修する者に対し給与の支払をしていないものに限る。）（別表 4 において「学校等」と総称する。）に在学する別表 4 に掲げる学生が生計をともにする者と<u>住居を別にした場合において、当該学生が当該別の住居に受信機を設置し、またはNHKの配信の受信を開始して締結する世帯についての受信契約</u>。なお、当該学生について、生計をともにする者がいない場合は、当該学生が住居に受信機を設置し、またはNHKの配信の受信を開始して締結する<u>世帯についての受信契約</u>も含む。	(年間収入が一定額以下等の別住居の学生) (6) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、第 1 2 4 条に規定する専修学校または第 1 3 4 条に規定する各種学校（修業年限が 1 年以上あるものに限る。）（別表 4 において「学校等」と総称する。）に在学する別表 4 に掲げる学生が生計をともにする者の<u>住居とは別の住居に受信機を設置して締結する放送受信契約</u>。なお、当該学生について、生計をともにする者がいない場合は、当該学生が住居に受信機を設置して締結する<u>放送受信契約</u>も含む。
(災害被災者) (7) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助が行われた区域内において、当該救助に係る災害により半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている受信契約、<u>当該建物に居住する者がNHKの配信の受信を開始して締結されている世帯についての受信契約、または事業所等世帯以外において当該建物をNHKの配信の受信に用いる通信端末機器の設置場所として締結されている受信契約</u>。この場合において、免除の期間は、当該救助の期間の初日の属	(災害被災者) (7) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助が行われた区域内において、当該救助に係る災害により半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている<u>放送受信契約</u>。この場合において、免除の期間は、当該救助の期間の初日の属する月およびその翌月の 2 か月間とする。

変更案	現行
する月およびその翌月の2か月間とする。 (8) (7)によるもののほか、非常災害があった場合において、免除すべき受信契約の範囲および免除の期間につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたもの	(8) (7)によるもののほか、非常災害があった場合において、免除すべき<u>放送</u>受信契約の範囲および免除の期間につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたもの
2 半 額 免 除 (視覚、聴覚障害者) (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳を所持する視覚障害者または聴覚障害者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置し、<u>またはNHKの配信の受信を開始して締結する世帯についての受信契約</u>	2 半 額 免 除 (視覚、聴覚障害者) (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳を所持する視覚障害者または聴覚障害者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する<u>放送</u>受信契約
(重度の障害者) (2) 別表5に掲げる重度の障害者((1)に該当する者を除く。)で、住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置し、<u>またはNHKの配信の受信を開始して締結する世帯についての受信契約</u>	(重度の障害者) (2) 別表5に掲げる重度の障害者((1)に該当する者を除く。)で、住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する<u>放送</u>受信契約
(重度の戦傷病者) (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に規定する戦傷病者手帳を所持する者のうち、障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)に規定する特別項症から第1款症に相当する重度の戦傷病者で住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置し、<u>またはNHKの配信の受信を開始して締結する世帯についての受信契約</u>	(重度の戦傷病者) (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に規定する戦傷病者手帳を所持する者のうち、障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)に規定する特別項症から第1款症に相当する重度の戦傷病者で住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する<u>放送</u>受信契約
3 免除事由の調査 日本放送協会受信規約第10条第4項の調査は、基準第1項(3)および(4)による免除については1年ごと、基準第1項(1)、(2)および(5)ならびに基準第2項による免除については2年ごとに行なうものとする。 基準第1項(6)による免除については、日本	3 免除事由の調査 日本放送協会<u>放送</u>受信規約第10条第4項の調査は、基準第1項(3)および(4)による免除については1年ごと、基準第1項(1)、(2)および(5)ならびに基準第2項による免除については2年ごとに行なうものとする。 基準第1項(6)による免除については、日本

変更案	現行
放送協会受信規約第10条第5項の調査によることとし、学生の修業年限の最終年度に行なうものとする。	放送協会 <u>放送</u> 受信規約第10条第5項の調査によることとし、学生の修業年限の最終年度に行なうものとする。
付 則 (施行期日) 1 この基準は、令和 <u>7</u> 年10月1日から施行する。 (経過措置) 2 平成20年9月30日に、その日まで施行された基準第1項(4)により受信料が免除されている受信契約で、この基準第1項(4)によれば受信料の免除を受けられないものは、当分の間、なお従前の例による。	付 則 (施行期日) 1 この基準は、令和 <u>5</u> 年10月1日から施行する。 (経過措置) 2 平成20年9月30日に、その日まで施行された基準第1項(4)により <u>放送</u> 受信料が免除されている <u>放送</u> 受信契約で、この基準第1項(4)によれば <u>放送</u> 受信料の免除を受けられないものは、当分の間、なお従前の例による。
別表4 (略) (注) 本表における「年間収入」とは、給与収入の場合は源泉徴収される前の支給総額、給与収入以外の場合は、総収入から確定申告で認められた必要経費を控除した所得額とする。 本表における「学生」とは、学校教育法に定める <u>学生、同法に定める生徒、または同法第104条第7項第2号に規定する学位の授与の対象となる課程を有する教育施設（当該課程を履修する者に対し給与の支払をしていないものに限る。）に在学する者で、当該学位の授与の対象となる課程を履修している者を意味するが、聴講生、科目等履修生は含まない。</u>	別表4 (略) (注) 本表における「年間収入」とは、給与収入の場合は源泉徴収される前の支給総額、給与収入以外の場合は、総収入から確定申告で認められた必要経費を控除した所得額とする。 本表における「学生」とは、学校教育法 <u>上</u> の <u>学生または生徒</u> を意味するが、聴講生、科目等履修生は含まない。